

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【ハードウェア（TC-HW）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**ハードウェア (TC-HW)産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てておくことを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
原材料調達	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

ハードウェア Hardware (TC-HW)

「ハードウェア」産業は、コンピュータ、家電、通信機器、ストレージ・デバイス、コンポーネント及び周辺機器を含む、テクノロジー・ハードウェア製品を設計し販売する企業により構成される。

この産業に属する多くの企業が、製造サービスについて「電子機器の製造受託サービス (EMS) 及び設計を含むオリジナル製品の製造 (ODM)」産業に大きく依存している。

この産業は、特に新興市場の消費者において、テクノロジーの使用が急速に成長することに伴い、引き続き、成長することが見込まれている。

トピック	コード	指標
製品ライフサイクル管理	TC-HW-410a.1	<ul style="list-style-type: none"> IEC 62474申告対象物質を含む製品から生じた売上高の割合
	TC-HW-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> EPEAT登録又は同等のもの要件を満たす適格製品から生じた売上高の割合
	TC-HW-410a.3	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率認証に関する認証を受けた製品から生じた売上高の割合
	TC-HW-410a.4	<ul style="list-style-type: none"> 回収した使用終了 (end-of-life) 製品及びe-wasteの重量 リサイクル率

「ハードウェア」産業の企業は、製品の製造、輸送、使用及び廃棄に起因する環境上及び社会上の外部性に関連する課題の増加に直面している。

ハードウェア製品の急速な陳腐化は、そのような外部性を悪化させる。

そのため、企業はライフサイクル全体を考慮した製品設計を行っている。

具体的な考慮事項としては、製品のエネルギー効率、有害物質のインプット、並びに耐用年数終了（end-of-life）時の安全な廃棄及びリサイクルに関する設計及びその促進を含む。

環境上及び社会上の影響（impacts）を改善した製品を設計及び製造することを優先する企業は、外部性に関連するコストを回避し、潜在的に有害な物質を排除しながら、消費者の需要と市場シェアを拡大する可能性が高い。

さらに、製品の環境上及び社会上の外部性を最小限に抑えることができる企業は、生産者責任の拡大に関連したものなど、規制及びコストの増加のエクスポージャーが少なくなる。

コード： TC-HW-410a.1.	指標： IEC 62474申告対象物質を含む製品から生じた売上高の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
1	<p>報告期間中に販売した、申告対象物質を含む製品の割合を開示する</p> <p>※ 国際電気標準会議の IEC 62474 「電気産業の製品の物質宣言」</p>	
1.2	<p>申告対象物質を含んでいる製品販売により生じた売上高について、製品販売により生じた総売上高で除した割合を計算する</p> <p>計算式の例：申告対象物質を含んでいる電気、電子及び関連技術製品の販売により生じた売上高 ÷ 電気、電子及び関連技術製品の販売により生じた総売上高</p>	
注記1	<p>申告対象物質群又は申告対象物質としてIEC 62474に記載されている物質の使用を管理するためのアプローチについて説明する</p> <p>説明には以下を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの物質の使用を検討する具体的なオペレーション・プロセスの説明 ・ これらの物質の使用を管理するために企業が取った行動の説明 	
注記2	<p>他の規制、産業標準又は受け入れられた化学物質リストを参照して、既知又は潜在的に有毒な物質の影響 (impact) を評価及び管理する場合、IEC 62474との重複の程度を記述する</p>	

コード： TC-HW- 410a.2	指標： EPEAT登録又は同等のもの の要件を満たす適格製品から生じた 売上高の割合	測定単位： パーセンテージ (%)
1	報告期間中に販売された製品のうち、電子製品環境評価基準（EPEAT）登録又は同等の基準の要件を満たしている製品の割合を開示する	
2	<p>報告期間中に販売されたEPEAT登録又は同等の基準の要件を満たす製品の販売により生じた売上高について、EPEAT登録に適格な製品から生じた総売上高で除した割合を計算する</p> <p>計算式の例：EPEAT登録又は同等の基準の要件を満たす製品の販売により生じた売上高 ÷ EPEAT登録に適格な製品から生じた総売上高</p>	
2.1	対象となる製品は、EPEAT登録が存在するカテゴリーの製品であり、デスクトップ・コンピューター、ノートブック・コンピューター、コンピューター・ディスプレイ及び携帯電話を含む	

コード： TC-HW- 410a.2	指標： EPEAT登録又は同等のものの要件を満たす適格製品から生じた売上高の割合	測定単位： パーセンテージ (%)
注記1 注記1.1	<p>環境に焦点を当てた原則を製品設計に取り込むためのアプローチを記述する</p> <p>環境に焦点を当てた原則又は規準は、国際電気標準会議（IEC）の「環境に配慮した設計」（IEC-62430又はIEC-62075）に記載されているものを含む</p>	
注記1.2 注記1.2.1 注記1.2.2 注記1.2.3 注記1.2.4 注記1.2.5 注記1.2.6 注記1.2.7 注記1.2.8	<p>説明には以下を含むが、これらに限定されない</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有害物質の除去 • リサイクルした材料の使用 • 包装の削減 • 混載出荷のための設計 • 省エネルギー製品の設計 • 製品回収の設計 • リサイクルのラベル表示 • 希少資源の対象である材料（例：コバルトやレアアース元素）の除去や代替 	

コード： TC-HW-410a.3.	指標： エネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品の売上高の割合	測定単位： パーセンテージ (%)
1	エネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品から生じた売上高の割合を開示する	
1.1	<p>認証ごとに、適用可能な認証の要件を満たす製品から生じた売上高について、認証に適格な製品から生じた総売上高で除して、上記の割合を計算する</p> <p>計算式の例：適用可能な認証の要件を満たす製品から生じた売上高 ÷ 認証に適格な製品から生じた総売上高</p>	
2	製品の売上高の割合を認証ごとに開示する	
2.1	<p>エネルギー効率認証の旧バージョンの認証を受けた製品がある場合、これに関する情報を開示する</p> <p>その情報には以下を含む；</p> <ul style="list-style-type: none"> • 製品が認証を受けた基準のバージョン • 当該バージョンの認証を受けた製品数の内訳 • 最新バージョンの基準に準拠した認証を達成するためのスケジュール 	
3	報告企業が製品を販売する各法域に関して、適用される認証プログラムを開示する	

コード： TC-HW-410a.4	指標： 回収した使用終了（end-of-life）製品及びe-wasteの重量	測定単位： メートルトン（t）
1	<p>回収した使用終了（end-of-life）材料の重量を、メートルトン単位で開示する （リバース・ロジスティクス・サービス、リサイクル・サービス、製品回収プログラム及び改修サービスを通じて回収されたものを含む）</p>	
1.1	<p>回収した使用終了（end-of-life）材料：電気電子機器廃棄物（e-waste）を含め、使用終了（end of their useful life）時に廃棄物として処分される又はエネルギー回収に使用される代わりに収集された製品、材料及び部品と定義</p>	
1.3	<p>回収した使用終了（end-of-life）材料の範囲には、企業が物理的に保有していないが、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して第三者が収集した材料を含める</p>	
1.4	<p>回収した使用終了（end-of-life）材料の範囲からは、修理のために収集したもの及び保証対象でリコールの対象となった材料は除外する</p>	

コード： TC-HW-410a.4	指標： リサイクル率	測定単位： パーセンテージ (%)
2	回収してリサイクルした使用終了 (end-of-life) 材料の割合を開示する	
2.1	<p>回収した後にリサイクルした使用終了 (end-of-life) 材料の重量について、回収した使用終了 (end-of-life) 材料の総重量で除して、上記の割合を計算する</p> <p>計算式の例：回収した後にリサイクルした使用終了材料の重量 ÷ 回収した使用終了材料の総重量</p>	
2.2	リサイクルした材料 (再製造した材料を含む) : 生産又は製造工程を通じて再処理 (reprocess) 又は処理 (treat) され、最終製品又は製品に組み込むためのコンポーネントとなった廃棄物と定義	
2.6	電気電子機器廃棄物 (e-waste) は、e-wasteリサイクルの基準に対する第三者認証を受けた企業に移転したことを企業が証明できる場合のみ、リサイクルしたとみなす	
2.6.1	e-wasteを移転した先の企業が準拠する基準を開示する	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
TC-HW-000.A	製品カテゴリーごとの生産ユニット数	定量	数
TC-HW-000.B	製造施設の面積	定量	平方フィート (ft ²)
TC-HW-000.C	所有する施設で生産した割合	定量	パーセンテージ(%)

